

平成 27 年 1 月 13 日

歯科医師がう蝕・歯周病に罹患していないと判断した者に対する予防メンテナンスが療養の給付に含まれないことが明確化されました

～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用！～

昨年 1 月 20 日に施行された産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、内閣総理大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

<対象となった規制>

健康保険法第 63 条において、「被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。」とされております。

<照会内容>

歯科医師がう蝕・歯周病に罹患していないと判断した者に対する予防メンテナンスが療養の給付に含まれないこと等について照会がありました。

<回答>

医師又は歯科医師が、う蝕・歯周病に罹患しておらず、口腔内に他の疾病又は負傷がないと判断した場合は、当該判断を受けた者の状態は「疾病又は負傷」に該当せず、このような者に対する予防処置等は「療養の給付」に該当しないこと等が確認されました。

2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管大臣は内閣総理大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、規制所管大臣は厚生労働大臣です)。

(本発表資料のお問い合わせ先)
商務情報政策局 ヘルスケア産業課長 森田
担当者: 梶川、藤岡、山崎、笹本
電話: 03-3501-1511(内線 4041~3)
03-3501-1790(直通)